

# 三宅村義務教育就学期の医療費の助成に関する条例

平成 19 年 9 月 25 日

条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において「児童」とは、6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。

2 この条例において、「児童を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第 1 号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は三宅村(以下「村」という。)の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。

(1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者

(2) 規則で定める施設に入所している者

(3) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(所得制限)

第 4 条 削除

(医療証の交付)

第5条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童について三宅村長(以下「村長」という。)に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の範囲)

第6条 村は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額(病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養(以下「入院時食事療養」という。)を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額(以下単に「食事療養標準負担額」という。)を除く。以下「対象者負担額」という。)を助成する。

2 第1項における助成は他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

(医療費の助成)

第7条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証(国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類)を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者(以下「病院等」という。)に対して、助成する額を当該病院等に支払うことによつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、村長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(食事療養標準負担額の支払方法)

第8条 第7条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、第6条第1項に規定する入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。

(届出義務)

第9条 対象者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに村長に届け出なければならない。

2 対象者は、現況について、規則に定めるところにより毎年、現況届を村長に提出しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供

してはならない。

(助成費の返還)

第 11 条 村長は、偽りその他不正行為によって、医療費の助成を受けたものがあるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 12 条 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条第 2 項及び第 9 条に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定に基づく申請は公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年条例第 12 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年条例第 18 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成 31 年 9 月 30 日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年条例第 32 号)

この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

# 三宅村義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成 19 年 9 月 20 日

規則第 12 号

(目的)

第 1 条 この規則は、三宅村(以下「村」という。)義務教育就学児の医療費の助成に関する条例(平成 19 年三宅村条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(条例第 3 条第 1 項の規則で定める法令)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

(条例第 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める施設)

第 4 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める施設は、条例第 6 条に規定する児童に係る国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。)がいる場合は、条例第 3 条第 2 項第 2 号に規定する施設に入所している者から、当該利用契約入所者を除くものとする。)をいう。

(条例第 4 条第 1 項の規則で定める額)

第 5 条 条例第 4 条第 1 項に規定する規則で定める額は、次の額とする。

- (1) 扶養親族等及び児童がないときは、622 万円
- (2) 扶養親族等及び児童があるときは、622 万円に当該扶養親族等及び児童 1 人につき 38 万円(当該扶養親族等が所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する同一生計配偶者(70 歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族 1 人につき 44 万円)を加算した額

(条例第 4 条第 1 項に規定する所得の範囲)

第 6 条 条例第 4 条第 1 項に規定する所得の範囲は、前年の所得(1 月から 9 月までの場合は前々年の所得とする。)のうち、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 5 条第 2 項第 1

号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(条例第4条第1項に規定する所得の額の計算方法)

第7条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)
- (3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)
- (4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(条例第5条の医療証の交付申請)

第8条 条例第5条の規定による申請は、医療証交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、若しくは被扶養者であることを証する書類
  - (2) 児童を養育していることを明らかにすることができる書類
  - (3) 対象者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類
  - (4) 厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「限度額適用認定証等」という。)
- 2 前項の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、前項の第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。

- 3 村長は、第1項の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、医療証(様式第2号)を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書(様式第3号)により通知する。
- 4 三宅村乳幼児の医療費の助成に関する条例(平成5年三宅村条例第19号)に基づき、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証の交付を受けている乳幼児を養育している者が、引き続き4月1日以降に義務教育就学児医療費助成を受けようとする場合は、村長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。ただし、第1項第1号、第2号及び第4号の確認は行わなければならない。

(医療証の有効期限)

第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

(医療証の返還)

第10条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を村長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第11条 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書(様式第4号)により村長に医療証の再交付を申請することができる。

- 2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、その医療証を添えなければならない。
- 3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を村長に返還しなければならない。

(条例第7条の助成の方法の特例等)

第12条 条例第7条第1項の規則で定める書類とは、限度額適用認定証等をいう。

2 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法により児童に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき
- (2) 前号に定める場合のほか、村長が特別に認めたとき

3 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書(様式第5号)により村長に申請しなければならない。

4 前項の申請には、第2項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、村が国民健康保険法による保険者として児童に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

(条例第9条の規則で定める届出)

第13条 条例第9条第1項に規定する規則で定める届出は、申請事項変更(消滅)届(様式第6号)に医療証を添えて行わなければならない。

- 2 条例第9条第2項に規定する届出は、現況届(様式第7号)及び対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。ただし、児童手当受給者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、書類の添付を省略することができる。

(受給資格消滅の通知)

第14条 村長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、医療費助成受給資格消滅通知書(様式第8号)により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(添付書類の省略)

第15条 村長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、条例附則の規定に基づいてなされる手続きに関しては、公布の日から施行する。

附 則(平成27年規則第14号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成27年規則第14号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規則第5条の規定及び様式第1号、様式第7号は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

## 義務教育就学児医療費助成事業実施要綱

平成19年5月7日 18福保保助第1049号

福祉保健局長決定

### 1 目的

義務教育就学児医療費助成事業は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

### 2 実施主体

事業の実施主体は、市町村とする。

### 3 用語の定義

- (1) この要綱において「児童」とは、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) この要綱において、「児童を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
  - イ 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
  - ウ アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。
- (3) この要綱にいう「父」には、母が、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

### 4 対象者

- (1) 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、各市町村の区域内に住所を有する児童を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による被保険者又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われる者とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は対象としない。
  - ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
  - イ 国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設(通所により利用する施設を除き、かつ当該施設に、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の法令による措置によらずに入所している者(以下「利用契約入所者」という。))がいる場合は、当



該利用契約入所者を除くものとする。)に入所している者  
ウ 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

## 5 所得の制限

- (1) 4の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの申請の場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて、次の各号に定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は対象者としなない。
- ア 扶養親族等及び児童がないときは、622万円
- イ 扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族であるときは、当該同一生計配偶又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額
- (2) (1)に規定する所得の範囲は、前年（1月から9月までの申請の場合は前々年の所得とする）の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。
- (3) (1)に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。
- (4) 次の各号に該当する者については、当該各号に定める額を(3)の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- ア 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- イ 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- ウ 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円
- エ 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については35万円
- オ 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

## 6 医療証の交付

- (1) 医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童について、市町村長に申請し、資格を証する医療証（別記様式）の交付を受けなければならない。
- (2) (1)の規定による申請には、医療証交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。
  - ア 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、若しくは被扶養者であることを証する書類
  - イ 養育していることを明らかにすることができる書類
  - ウ 対象者及び配偶者の前年及び前々年の所得の状況を証する書類
  - エ 厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）
- (3) (2)の規定にかかわらず、児童手当法による児童手当の支給を受けている者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、(2)のイ及びウの書類の添付を省略することができる。
- (4) (3)の規定は、申請にかかる児童が児童手当の支給年齢対象外であるが、対象者が児童手当法第4条第1項第1号及び同法附則第7条第1項第1号に該当し、児童手当の支給を受けている場合において、当該児童手当の児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときにおいても適用する。
- (5) 市町村長は、(1)の規定により申請があった場合において、4に規定する対象者と決定したときは、医療証を交付し、また、4に規定する対象者でないと決定したときは、医療証交付申請却下決定通知書により通知する。
- (6) 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。
- (7) 乳幼児医療費助成事業実施要綱（平成5年7月15日5福児母第350号）に基づき、6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証の交付を受けている乳幼児を養育している者が、引き続き4月1日以降に義務教育就学児医療費助成を受けようとする場合は、市町村長は、医療証交付申請を省略して医療証を交付することができる。但し、(2)のア、イ及びエの確認は行わなければならない。

- (8) 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を市町村長に返還しなければならない。
- (9) 対象者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、市町村長に医療証の再交付を申請することができる。

## 7 助成の範囲

- (1) 市町村は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に定める一部負担金相当額を控除した額を助成する。
- (2) (1)における助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることが出来るときは、その給付の限度において行わない。

## 8 医療費の助成

- (1) 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び限度額適用認定証等）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に対して、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。
- ア 国民健康保険法又は社会保険各法により児童に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- イ アに定める場合のほか、市町村長が特別に必要があると認めたとき。
- (3) (2)に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、医療助成費支給申請書により区市町村長に申請しなければならない。
- (4) (3)の申請には、(2)のアの療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村が国民健康保険法による保険者として児童に係る療養費を支給する場合における申請については、この限りでない。

## 9 一部負担金相当額の支払方法

8(1)に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に定める一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により、病院又は診療所に支払うものとする。

## 10 届出義務

- (1) 対象者は、6の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市町村長に届け出なければならない。
- (2) 対象者は、現況について、毎年、現況届を市町村長に提出しなければならない。

## 11 受給資格消滅の通知

市町村長は、対象者が4に定める資格要件に該当しなくなったと認めたときは、医療費助成受給資格消滅通知書により、当該対象者であった者に通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

## 12 譲渡又は担保の禁止

対象者は、医療費の助成を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

## 13 助成費の返還

市町村長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

## 14 東京都の補助

東京都は、別に定めるところにより、事業に要する費用の一部を補助することができる。

### 別表

区 分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。）に係る医療費（通院1回当たり）	200円

(注) 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合にあつては、その満たない額

### 附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

### 附 則（平成21年1月27日付20福保保助第615号 一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則（平成21年4月21日付21福保保助第89号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成21年10月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、

同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月30日付22福保保助第207号 一部改正）  
この要綱は、平成22年6月30日から施行し、同年6月1日から適用する。

附 則（平成24年4月27日付24福保保助第109号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱5の規定は、平成24年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成24年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月9日付28福保保助第567号 一部改正）

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱5(3)の規定は、平成30年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月11日付29福保保助第593号一部改正）

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の実施要綱5(1)の規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月25日付29福保保助第613号一部改正）

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の実施要綱5(1)イの規定は、平成31年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成31年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年6月25日付30福保保助第338号一部改正）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 改正後の実施要綱5(3)から(4)の規定は、平成30年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、平成30年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月13日付30福保保助第790号一部改正）

- 1 この要綱は、決定の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の要綱別記様式による医療証で現に効力を執るものは、その有効期間に限り、改正後の別記様式による医療証とみなす。

附 則（令和2年12月15日付2福保保助第855号一部改正）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 改正後の実施要綱5（4）の規定は、令和3年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和3年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。